

中間前金払の実施に係る認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、棚倉町工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく中間前金払に係る認定について必要な事項を定める。

(認定の方法)

第2条 受注者は、約款34条第5項に規定する中間前金払に係る認定の請求をするときは、中間前金払認定請求書（第1号様式）により行うものとする。

2 中間前金払認定請求書には、約款第11条の規定による工事履行報告書（第2号様式）を添付するものとする。

3 発注者は、前2項による請求があったときは、次の要件のすべてに該当しているか否かを調査し、中間前金払の認定をするものとする。

(1) 当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額の2分の1）以上に相当するものであること。

4 前項の調査は、当該工事を所掌する課が行うものとし、工程表及び監督員による現場確認により行うものとする。

5 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合は、受注者に当該数値の根拠となる資料の提示を求めることができる。この場合において、出来高が請負代金の2分の1に満たない疑いがあるときは、監督員が出来高設計書を作成することにより履行の確認を行うものとする。

6 認定に係る決裁区分は、支出負担行為に係る決裁区分と同一とする。

(認定の通知)

第3条 発注者は、認定の結果を中間前金払認定通知書（第3号様式）により受注者に通知するものとする。この場合において、認定の結果の通知は、当該認定に係る受注者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

中間前金払認定請求書

棚倉町長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職指名

印

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、棚倉町工事請負契約約款第34条第5項の規定に基づき中間前金払の認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 金 額	金 円
前 払 金 額	金 円
そ の 他	

添付書類

1. 工事履行報告書（第2号様式）
2. 工事の進捗状況を表示した工程表
3. 工事写真（着手前、現況）
4. その他必要とする書類

様式第2号

工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

監督員

主任(監理) 技術者

様式第3号

第 号
年 月 日

中間前金払認定通知書

受注者様

棚倉町長

年 月 日付けで認定の請求があった以下の工事について、進捗状況を調査した結果、中間前金払の請求ができる要件を満たしていることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 金 額	金 円
前 払 金 額	金 円
そ の 他	